

評価領域 8. 管理運営

8-1. 法人組織の管理運営体制について

8-1-① 短期大学を設置する法人のトップである理事長は、短期大学の運営に対して適切にリーダーシップを発揮しているか、また短期大学に係る重要事項はどのような流れで決定し、その流れのなかで理事長はどのように関与しているかを、できれば理事長自身が率直に現状を記述して下さい。

法人の最高意思決定機関である理事会を主宰し、四天王寺学園を代表する理事長は、理事会をはじめ、学内の研究科委員会、教授会、学部長学科長会、教学会、課長会議等の諸会議に毎回出席して、各部局から教学に関する事項を含め、本学の全般にわたる現状報告を受けるとともに、随時、各部局に対し学園の方針に基づいた指示を与え、指揮することによって、学園の運営全般にわたり適切なリーダーシップを発揮している。

平成21年度の四天王寺学園小学校開設による、本学園の総合学園化や、本学および併設大学の学部学科改編事業など、学園全体としての将来ビジョンを見据えた構造改革に理事長のリーダーシップが顕著に現れているといえる。

また、宗教法人四天王寺が運営する社会福祉法人四天王寺福祉事業団の理事長も兼務され、四天王寺の中核事業である「教育」と「福祉」との相互連携という視点を常に持ち合わせている。

本学運営においても、日常における重要事項は本学の「稟議規程」および「稟議手続に関する細則」等の規程に基づき、事務局長、学長を経て、理事長が最終的な決裁を行う流れになっており、本学の管理運営の細部に至るまで理事長が関与し、適切なリーダーシップを発揮している。

8-1-② 過去3ヶ年（平成19年度～21年度）の理事会の開催状況（主な議案、理事の出席状況等を含む）を下表を例に開催日順に記述して下さい。加えて理事会についての寄附行為上の規定を記述して下さい。平成22年5月1日現在の理事・監事・評議員名簿等を準備し、理事の構成に著しい偏りがないことをお示し下さい。また理事会議録は必要に応じて閲覧いたします。

【8-1-2表】理事会開催状況（平成19年度～21年度）

開催年月日	議事内容	出席理事数 (定数9)	出席監事数 (定数2)
H19. 4. 21	ハワイ研修所について(大)、平成19年度入学試験状況および平成18年度就職状況について(大・短)、他	8	0
H19. 4. 26	「小学校、生涯学習教育・研究センター」建設業者の選定について	8	0
H19. 5. 21	平成18年度会計決算および事業報告並びに監事による監査報告について、他	8	2
H19. 6. 21	「(仮称)四天王寺学園小学校、四天王寺国際仏教大学エクステンションセンター」建築工事の契約について、他	8	0
H19. 7. 21	学則の一部変更について(大・短)、認証評価受審について(院・大・短)、他	8	0
H19. 9. 22	「育児・介護休業規程」の制定および「育児休業等に関する規程」、「介護休業規程」の廃止について(院・大・短)、他	7	0

四天王寺大学短期大学部

H19. 10. 23	「公益通報に関する規程」、「研究活動の不正行為防止規程」の制定について(院・大・短)、他	8	1
H19. 12. 21	名誉教授称号授与について(大・短)、次期学長選任について(院・大・短)、他	9 (1)	1
H20. 2. 21	平成 20 年度学校法人四天王寺学園役員報酬について、他	9 (1)	0
H20. 3. 22	四天王寺学園寄附行為の一部変更について、平成 20 年度四天王寺学園事業計画並びに予算について、他	9 (1)	1
H20. 4. 21	四天王寺学園の経理規程改正および関連規程の制定について、名誉教授称号授与について(大・短)、他	8 (1)	0 (2)
H20. 5. 8	人事について(天高中)	8	0
H20. 5. 26	平成 19 年度四天王寺学園事業報告および決算承認の件、校地変更届および校舎変更届の受理について(天高中)、他	9 (1)	1
H20. 6. 20	学則の一部改正について(大・短)、四天王寺学園監事の辞任に伴う後任監事選任について、他	9 (2)	0 (2)
H20. 6. 27	人事について(天高中)	6	1
H20. 7. 22	学則の一部改正について(大・短)、「教育職員研修規程」に基づく海外研修の申請について(院・大・短)、他	9 (2)	0 (2)
H20. 9. 3	四天王寺学園の基本財産の処分について	8 (1)	1 (1)
H20. 9. 22	学則の一部改正について(大・短)、丸善キャンパスショップ(am/pm)の開設について(院・大・短)、他	9 (1)	1 (1)
H20. 10. 21	寄附行為の一部変更について、平成 20 年度第 1 回補正予算について、他	8 (1)	2
H20. 12. 25	四天王寺学園小学校、四天王寺大学藤井寺駅前キャンパスについて、他	9 (1)	1 (1)
H21. 1. 21	寄附行為の一部変更について、学則の一部変更について(短)、他	9 (1)	1 (1)
H21. 2. 20	平成 21 年度学校法人四天王寺学園役員報酬について、学則の一部改正について(院・大)、他	9 (1)	1 (1)
H21. 3. 25	四天王寺大学ハワイ研修所の売却について、名誉教授称号授与について(大・短)、他	9 (1)	1 (1)
H21. 4. 27	学則の一部変更について(短)、平成 21 年度入学状況および平成 20 年度就職状況について(大・短)、他	9 (1)	1 (1)
H21. 5. 25	四天王寺学園理事・監事の任期満了に伴う後任理事選任並びに後任監事選任について、他	9 (1)	1 (1)
H21. 7. 25	学則の一部変更について(平成 21 年度)(短)、学則の一部変更について(平成 22 年度)(大・短)、他	9 (1)	2
H21. 9. 25	「四天王寺大学サテライトオフィスなんば」の開設について、他	9 (1)	1 (1)
H21. 10. 26	平成 21 年度第 1 回補正予算について、保健科および英語科の学科廃止について(短)、他	9 (1)	1 (1)
H21. 11. 27	「出版助成に関する規程」に基づく助成の申請および決定について(院・大・短)、他	8 (1)	1 (1)
H22. 2. 25	平成 22 年度学校法人四天王寺学園役員報酬について、学則の一部変更について(院・大・短)、他	9 (1)	1 (1)
H22. 3. 25	平成 22 年度四天王寺学園事業計画並びに予算について、音楽棟建設について他(大・短)、他	9 (1)	2

(出席理事数のカッコ内の数字は書面表決状提出による内出席数)
(出席監事数のカッコ内の数字は欠席監事の意見書提出数)

理事会についての寄附行為上の規定

(理事会)

- 第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
 - 3 理事会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から14日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
 - 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
 - 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
 - 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
 - 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。
 - 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

8-1-③ 理事会の下に理事会の業務を一部委任する常任理事会、幹部会等を置いている場合は、その名称と根拠規程、理事会との関係、構成メンバー等を記述して下さい。

理事会の業務を一部委任する常任理事会、幹部会等は置いていない。

8-1-④ 監事の業務についての寄附行為上の規定、平成21年度における監事の業務執行状況について、できれば監事自身が率直に現状を記述して下さい。

1 監事についての寄附行為上の規定**(監事の選任)**

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄長に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

2 監事の業務執行状況（平成21年度）

平成21年度中に実施した監事の職務執行状況

職務内容	職務執行状況
(1) 財産状況の監査 (平成20年度決算及び平成21年度期中の監査を記入)	①実施時期・期間：平成21年5月25日 ②対象分野・事項：平成20年度計算書類等決算関連帳票類及び平成21年度の財産管理状況点検 ③監査結果：良好 学校法人会計基準に準拠し、財政状態を適正かつ正確に表示。 ④公認会計士との連携の状況：良好であった旨連絡 公認会計士の監査の実施時期・期間： 決算 5/13～5/19 間5日 期中 8/24～9/3・11/19～12/4・2/5～2/24・3/17～3/30 間各々5日
(2) 業務状況の監査	①実施時期・期間：平成21年11月20日～平成22年2月9日間（延べ4日、延べ12時間） ②方 法：理事会及び評議員会に出席するとともに各学校訪問調査 ③内 容：イ 平成20年度決算案、平成21年度予算案及び補正予算案他、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施。 ロ 各学校における業務監査執行。 ④監査結果：良好 不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実はない 監事の理事会出席の有無：㊦ 有の場合・・・12回中11回出席 (その他の場合：各出席時期：) 無の場合・・・理事会開催通知の有・無
(3) 財産状況、理事の業務執行状況についての理事への意見具申	㊦
(4) 監査の結果、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実があるとき、所轄庁への報告又は理事会及び評議員会への報告	㊦

8-1-⑤ 平成21年度の評議員会の開催状況（主な議案、評議員の出席状況等を含む）を開催日順に記述し、評議員会についての寄附行為上の規定を記述して下さい。

【8-1-5表】評議員会開催状況（平成21年度）

開催年月日	議事内容	出席評議員数 (定数26)	出席監事数 (定数2)
H21. 5. 25	四天王寺学園理事の任期満了に伴う後任理事選任について、他	25 (9)	1
H21. 10. 26	平成21年度第1回補正予算について、保健科および英語科の学科廃止について(短)、他	26 (10)	1
H22. 3. 25	平成22年度四天王寺学園事業計画並びに予算について、音楽棟建設について他(大・短)、他	26 (7)	2

(カッコ内の数字は書面表決状提出による内出席数)

評議員会についての寄附行為上の規定

(評議員会)

第19条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、23人以上28人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 事前の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することはできない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の理事のうちから選任された者 7人
- (2) 宗教法人四天王寺責任役員又は職員のうちから選任された者 3人又は4人
- (3) この法人の職員のうちから選任された者 4人又は5人
- (4) この法人の設置する学校を卒業した年齢25歳以上の者のうちから選任された者 2人又は3人
- (5) 学識経験者のうちから選任された者 7人以上9人以内

2 前項に規定する評議員の選任については、理事会において行う。

3 第1項第1号、第2号及び第3号に規定する評議員は、その法人の役員又は職員の地位を退いたときは、評議員の職を失う。

(評議員の任期)

第24条 評議員（第23条第1項第1号に掲げる評議員を除く。）の任期は、3年とする。

ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまで、なおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

- 2 評議員は次の事由によって退任する。
(1) 任期の満了
(2) 辞任

8-1-⑥ 法人の管理運営について今後改善や変更をしたいと考えている事項があれば記述して下さい。また法人が抱えている問題あるいは課題について差し支えない範囲で記述して下さい。

特になし。

8-2. 教授会等の運営体制について

8-2-① 短期大学の教育・研究上のトップである学長は、短期大学の教育活動全般について適切にリーダーシップを発揮しているか、また短期大学に係る教育・研究上の事項はどのような流れで決定し、その流れのなかで学長はどのように関与しているかを、できれば学長自身が率直に現状を記述して下さい。なお学長選考規程等があれば訪問調査の際に拝見することがありますのでご準備下さい。

学長は、教授会、学部長学科長会、教学会、課長会議等の学内会議に常時出席し、これらの諸会議において教育研究上の事項を中心として本学運営に関する重要事項を協議決定することによって、本学の運営全般にリーダーシップを十分に発揮しているといえる。

(各会議の概要は以下に示すとおりである。)

特に教学会は学長の諮問機関として、学長より任命された各部（センター）の部長（センター長）および副部長（副センター長）で構成され、本学の教学に関する運営方針を協議する場となっている。これまで規程が未整備のまま運用されてきたが、平成21年12月、「教学会規程」を新たに制定施行した。

なお、「学長選考規程」については、“選考”規程ではないが「名誉学長および学長の任免ならびに職務権限に関する規程」を整備し、学長は規程に則り理事会から適切に任命されている。(同規程第4条第1項) 学長の任期は2年であるが1回に限り期限を付して再任することができる。(同第2項)

その他、本学運営における重要事項については、「稟議規程」および「稟議手続に関する細則」等の規程に基づき、事務局長、理事長とともに学長の決裁がなされている。

また、学長主導のもと、従来の「初年次教育推進部会」を発展的に解消し、平成21年4月、新たに「教育改革本部」を設置した。この「教育改革本部」において、高大連携、初年次教育、共通教養教育、専門基礎教育、キャリア教育、宗教教育等の中期計画を検討している。

特にキャリア教育に関連して、平成22年4月から「教職支援センター」を新たに開設した。本学の併設大学は教育学部を擁しており事実上の看板学部となっているが、初等教育の教員養成機関として多くの実績と伝統を有している。「教職支援センター」を設置することにより、教育学部の学生のみならず、人文社会学部などの他学部や本学保育科の教職（幼稚園教諭）志望者へのサポートを強化していくことも可能となる。また、教育職に現在就いている多くの卒業生のネットワーク作りにもつなげていくことが検討されている。

なお、この「教育改革本部」は平成22年4月から「教育開発推進本部」に改組された。

(1) 教授会

[根拠規程]	学則第 50 条、第 51 条、第 52 条
[構 成 員]	理事長・学長・事務局長・教学会メンバー・短期大学部の全専任教育職員
[開催頻度]	随時
[概 要]	学長は教授会を招集し、その議長となるが、学長は理事長とともに教育・研究などの教学に関する重要事項についてすべての専任教育職員に対して説明・報告を行い、その審議を図っている。 教授会における審議事項は学則第 52 条によって、次項の 8-2-②のとおり定められている。

(2) 学部長学科長会

[根拠規程]	なし
[構 成 員]	理事長・学長・事務局長・教学会メンバー・大学院研究科長・大学の各学部長学科長・短期大学部の各科長
[開催頻度]	随時
[概 要]	教授会に先立って、学部長学科長会が開催される。教学会での決定事項の報告、研究科および学部学科からの説明・報告などが行われる。

(3) 教学会

[根拠規程]	教学会規程
[構 成 員]	理事長・学長・事務局長・各部長・センター長・副部長・副センター長
[開催頻度]	毎週木曜日
[概 要]	教授会が開催される場合には教授会に先立って開催される、学長の諮問的な組織である。構成員の各部長等は、教務部長・教務副部長（2名）・学生支援センター長・学生支援副センター長（2名）・キャリアセンター長・入試広報部長・入試広報副部長・エクステンションセンター長・図書館長の 11 名であり、大学・短期大学部の専任教育職員の中から学長が任命する。 教学に関する事項を中心として大学・短期大学部運営の重要事項は、すべてこの教学会に議題として挙げられ、学長のもとで常に方向性を確認し、必要事項は審議事項として教授会の議題に挙げられる。

(4) 課長会議

[根拠規程]	なし
[構 成 員]	理事長・学長・事務局長・各課長および課長代理
[開催頻度]	毎週月曜日
[概 要]	事務局各課の課長および課長代理が日常業務の執行状況についての報告および各課への連絡依頼等を行う。また、理事長・学長・事務局長から各課へ指示が出される。 学長が課長会議へ毎回出席することによって、教学面と管理運営面の協力体制が機能的に図られている。

(5) 教育改革本部会議

[根拠規程]	なし
[構 成 員]	教務部長、教務課長、学生支援センター長、学生支援課長、キャリアセンター長、就職課長、入試・広報部長、入試・広報課長、総務課プロジェクトチーム
[概 要]	学長の諮問機関であり、本学の教育活動改善の取組みを推進する。 平成 21 年度の議題は次のとおり。 4/ 6 本会の課題と目標について 4/14 FD・オリエンテーションについて 4/28 保護者懇談会・大学像の明確化について 5/12 オリエンテーション・保護者懇談会について 5/19 保護者懇談会・FD・プレエントランスガイダンスについて 5/26 大学像の明確化について 6/ 9 保護者懇談会、入学前教育について 6/16 入学前教育について 6/23 保護者懇談会の開催、入学前教育の日程案、FDの現況と今後について 6/30 現在の懸案事項、保護者懇談会の開催、高大接続期の仕組み作りについて 7/14 教員に開示する学生個人情報情報の範囲について 7/28 7/30 学科長との会議の議題打合せ、学士教育、保護者懇談会について

8/ 4	来年度の大学基礎演習、保護者懇談会、卒業生アンケートについて
8/18	大学基礎演習再履修について、本学の建学の精神解釈について
9/ 1	合同研修会での内容、本学の進むべく方向について
9/15	21年度後半の課題
9/29	来年度の保護者懇談会について
10/6	学長からの諮問について
11/2	学長諮問の整理と具体的案
11/10	大学改革第一次計画の策定について各人から発表
11/17	前回計画のまとめ、語学教育について
11/19	大学改革第一次計画の見直しと確認
12/1	大学改革第一次計画の作業分担と主導部署、作業開始
12/8	大学改革計画、高大連携、来年度オリエンテーションについて
12/22	大学改革計画各部署進捗状況の発表
1/19	大学改革第一次計画進捗の検証
1/26	大学改革第一次計画の問題点と理事長説明準備
2/ 3	同上
2/10	理事長説明
2/17	来年度の教育改革本部のあり方について
3/ 2	今後の大学改革の進め方について

8-2-② 教授会についての学則上の規定（教授会で議すべき事項等を含む）、平成21年度における開催状況（主な議案、構成メンバー、出席状況等を含む）を年月日の順に記述して下さい。なお、学則を添付して下さい。

【8-2-2表】教授会開催状況（平成21年度）※2の（2）に記載

1 教授会についての学則上の規程

四天王寺大学短期大学部学則 第9章 教授会

（構成）

第50条 本学に教授会を置く。

2 教授会は専任の教授、准教授および講師をもって組織する。

3 理事、事務局長、および学長の指名する者は必要に応じ教授会に出席する。

（開催）

第51条 教授会は学長がこれを招集し、その議長となる。

（審議事項）

第52条 教授会は本学の建学の精神にのっとり、次の事項を審議する。

（1）教育課程に関する事項

（2）教員の資格審査等に関する事項

（3）学生の入学、休学、退学その他修学に関する事項および卒業の認定に関する事項

（4）学生の厚生補導に関する事項

（5）学生の賞罰に関する事項

（6）その他学長の諮問事項

2 平成21年度における教授会の開催状況

（1）教授会構成メンバー

理事長、学長、事務局長、教務部長、教務副部長（2名）、学生支援センター長、学生支援副センター長（2名）、キャリアセンター長、入試・広報部長、入試・広報副部長、エクステンションセンター長、図書館長、短期大学部全専任教育職員

(2) 開催状況

【8-2-2 表】教授会開催状況（平成 21 年度）

開催年月日	主 な 議 題	出席状況 (定数 45) (定数 38) ※
H21. 4. 16	学則の一部変更について(平成 22 年度)、教育職員の資格について、他	出席 40 名 欠席 5 名
H21. 5. 28	教育職員の資格について、他	出席 35 名 欠席 10 名
H21. 7. 9	学則の一部変更について(平成 22 年度)、学則の一部変更について(平成 21 年度)、諸規程の一部変更について、他	出席 39 名 欠席 6 名
H21. 7. 30	諸規程の一部変更について、教育職員の資格について、他	出席 39 名 欠席 6 名
H21. 9. 29	A0 入学試験判定について、入学試験判定の例外措置について、保健科および英語科の学科廃止について、教育職員の資格について、他	出席 32 名 欠席 13 名
H21. 10. 29	公募制推薦入学試験(基礎)判定について、外国人留学生入学試験(10 月選考)判定について、他	出席 35 名 欠席 3 名
H21. 12. 24	教育職員の資格について、他	出席 33 名 欠席 5 名
H22. 2. 5	一般入学試験判定について、他	出席 33 名 欠席 5 名
H22. 2. 19	外国人留学生入学試験(2 月選考)判定について、社会人入学試験判定について、帰国生徒入学試験(4 月入学)判定について、他	出席 32 名 欠席 6 名
H22. 3. 13	A0 入学試験(自己推薦型Ⅱ期)判定について、教育職員の資格について、他	出席 30 名 欠席 8 名

※定数 H21. 4. 1～H21. 9. 30 … 45 名

H21. 10. 1～H22. 3. 31 … 38 名

8-2-③ 学長もしくは教授会の下に教育・研究上の各種の委員会等を設置している場合は、その名称と根拠規程、主な業務、構成メンバー、平成 21 年度の開催状況等を記述して下さい。

平成 21 年度における教育上の主な委員会およびその状況は、次のとおりである。

(開催状況欄の回数は平成 21 年度中の開催回数)

(1) 教務委員会

根拠規程	教務委員会規程
主な業務	教務に関する事項の実施、運営および調整を適正に行う
委 員	教務部長、教務副部長、大学院研究科長、学部長、学科・専攻の学科長およびコース主任
開催状況	5 回 (5/7, 6/25, 7/30, 8/26, 10/22) オリエンテーション、FD活動、大学基礎演習の見直し、他

(2) 人事委員会

根拠規程	人事委員会規程
主な業務	教育職員の任用、昇任資格審査
委 員	学長、副学長、部長、センター長、副部長、副センター長、学部長、研究科長(大学院)、学科長(大学)、学科長(短期大学部)、理事および事務局長、その他学長が指定する者
開催状況	12 回 (4/16, 5/28, 7/30, 9/29, 10/14, 12/3, 12/10, 12/24, 2/19, 3/4, 3/13, 3/19 ※学部長学科長会開催時) 教育職員資格審査

(3) キャリア委員会

根拠規程	キャリア委員会規程
主な業務	学生の進路に関する事項を協議し、就職、進学等の活動を支援する
委員	キャリアセンター長、学長が指名する各学科より1名の教育職員、就職課長、その他必要に応じて学長が指名する者
開催状況	8回(5/22, 6/11, 7/23, 9/24, 10/28, 12/24, 2/4, 3/2) 学生支援推進プログラム採択結果について、サテライトオフィスについて、他

(4) 宗教委員会

根拠規程	なし
主な業務	礼拝時における学生指導
委員	教育職員の互選により短期大学部および大学の各学科から選出された者
開催状況	4回(4/4, 7/23, 9/11, 2/19) 21年度の仏教I～IVの運営について、冬学期の礼拝と講話について、他

(5) 厚生補導委員会

根拠規程	厚生補導委員会規程、厚生補導規則
主な業務	学生の厚生補導に関する重要事項を協議する
委員	学生支援センター長、副センター長、学生支援課長、教務課長、就職課長、特に学長より指名された者
開催状況	4回(5/21, 6/10, 12/22, 3/13) 新型インフルエンザ対策について、平成21年度課外活動者数増加率について、他

(6) 図書委員会

根拠規程	図書委員会規程
主な業務	図書館の予算、図書など資料の選定収集に関する事、その他図書館運営上の重要事項を審議する
委員	図書館長、図書館副館長、図書委員(各学科(大学院も含む)において、教育職員の互選によって1名選任される)、その他必要あるときは図書館事務職員
開催状況	1回(5/21) 各科予算の配分についての説明と了解について、図書未返却の卒業生に対する卒業証書保留の件について、他

(7) ファカルティ・ディベロップメント委員会

根拠規程	ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
主な業務	研究、教育、ならびにその環境の質的向上を図る
委員	教務部長、教務副部長、教務部長から指名された専任教育職員、その他必要に応じて学長が任命する委員
開催状況	6回(5/14, 6/11, 7/23, 10/8, 11/12, 2/4) 今年度の授業アンケートについて、FD委員会報告書作成について、他

(8) 自己点検・自己評価委員会

根拠規程	自己点検・自己評価委員会規程
主な業務	自己点検評価活動の推進およびこれに基づく認証評価への対応
委員	(委員長) 常務理事(教学推進委員長) 学長(管理推進委員長) 事務局長(教学推進委員) 各部長・副部長等(管理推進委員) 各課長等(委員会事務局) 総務課総務係
開催状況	2回(11/5, 12/7) 改革・改善を要する点への対応状況について、平成22年度自己点検評価の開始について

(9) 人権・同和教育推進委員会

根拠規程	人権・同和教育の基本方針、人権・同和教育推進の具体的施策
主な業務	人権啓発活動の推進
委員	(委員長) 理事長、(大学委員) 各学部学科から1名選出、(短期大学部委員) 各科から1名選出、(事務局委員) 事務局長、各課長・課長代理[人権同和担当者含む]
開催状況	8回(4/30, 8/26, 8/27, 11/26, 12/9, 12/10, 12/18, 2/5) 人権カードの配布、パワハラ、セクハラに関する部外講師講演、他

(10) ハラスメント(防止・対策・調査・再調査・調停)委員会

根拠規程	ハラスメントの防止等に関する規程 ハラスメントの解決ならびに各種委員会等に関する細則
主な業務	ハラスメントの防止ならびに排除、ハラスメントに関する問題が発生した場合の適切な対応
委員	学長、事務局長、教務部長または教務副部長、学生支援センター長または学生支援副センター長、総務課長、教務課長、学生支援課長、人事課長 ※ハラスメント防止委員会の場合
開催状況	なし

(11) 危機管理委員会

根拠規程	危機管理マニュアル
主な業務	緊急事態が発生し、重大かつ社会的影響度が大きいことが予想される場合、危機管理委員会を設置し、緊急の対応措置をとる
委員	常務理事、学長、事務局長、教務部長、学生支援センター長、事務局次長、当該課長、常務理事が必要と認める職員
開催状況	7回(4/28, 5/18 案件1, 5/18 案件2, 5/21, 5/22, 12/15, 1/13) 新型インフルエンザ対策他

(12) 個人情報保護委員会

根拠規程	個人情報の保護に関する規程、個人情報保護委員会規程
主な業務	個人情報の取扱いに関し、管理者に助言、指導又は勧告する責務を迫る
委員	学長、教務部長、学生支援センター長、キャリアセンター長、入試・広報部長、図書館副館長、事務局長、委員長より委嘱される者若干名
開催状況	なし

(13) 国際交流委員会

根拠規程	国際交流委員会規程
主な業務	学生の留学等送り出し、外国人学生の受け入れ、その他国際交流に関すること
委員	学生支援センター長、学生支援副センター長、学生支援課長、学生支援センター長が必要と認める場合、留学等を希望する学生の当該学科長、留学の受け入れに関係する学科長、および国際交流に高い見識を有する教育職員
開催状況	1回(1/14) ダブルディグリー取得制度留学の協議

(14) 学生寮管理運営委員会

根拠規程	学生寮管理規程
主な業務	寮運営に関する重要事項を審議する
委員	学長、事務局長、学生支援センター長、学生支援副センター長、学生支援課長、その他学長の委嘱した者
開催状況	なし

(15) 奨学金支給選考委員会

根拠規程	奨学金規程
主な業務	奨学金の支給または不支給を決定し、その旨を申請者に通知する
委員	学長、学長が任命した選考委員若干名
開催状況	4回(6/25, 7/9, 12/3, 2/19) 学内奨学金受給者決定、成績優秀賞受賞者決定について、他

(16) 海外留学奨学金支給選考委員会

根拠規程	海外留学・海外語学研修奨学金規程 海外留学・海外語学研修奨学金規程細則
主な業務	申請者への海外留学奨学金または海外語学研修奨学金支給の可否についての審査、および留学奨学金支給期間延長の可否についての審査
委員	教務部長、学生支援センター長、学生支援課長、その他学生支援センター長が必要と認める教職員
開催状況	3回(6/21, 7/1, 12/5) 夏期研修奨学金選考、冬学期留学奨学金選考、他

(17) 入試・広報委員会

根拠規程	入試・広報委員会規程
主な業務	入学試験制度および入学試験・広報に関する業務の企画、運営
委員	入試・広報部長、入試・広報副部長、学科長、入試・広報委員(学科長が学科・専攻所属の教育職員と協議の上、各学科内で人選し、学長が任命する)、入試・広報課長
開催状況	9回(4/15, 5/21, 6/11, 7/16, 9/25, 11/19, 12/16, 2/19, 3/13) A0入学試験、オープンキャンパス、高校訪問、大学案内制作、平成23年度入学試験制度について、他

(18) 教員養成カリキュラム委員会

根拠規程	教員養成カリキュラム委員会規程
主な業務	教職課程の運営とその教育の質的向上を図る
委員	教務部長、教務副部長、大学院研究科長、学部長、学科・専攻の学科長およびコース主任、教科に関する科目および教職に関する科目を担当する本学の専任教員のうち委員長が必要と認めた者、教務課長、その他委員長が必要と認めた者
開催状況	2回(8/26, 12/16) 教職実践演習のシラバス、学生カルテについて、教員免許課程認定大学実地視察、他

(19) 教員免許更新講習会実施委員会

根拠規程	教員免許更新講習会実施委員会規程
主な業務	教育職員免許更新制による講習会の実施
委員	エクステンションセンター長、教務部長、教務副部長、教職に関する科目を担当する本学の専任教員、エクステンション課長、教務課長、その他委員長が必要と認めた者
開催状況	2回(7/23, 9/24, 1/7) 21年度受講申込最終状況報告および開講事前申し合わせ事項等、21年度更新講習受講者の履修認定に関する判定会議、他

(20) 大学教育改革支援プログラム推進委員会

根拠規程	大学教育改革支援プログラム推進委員会規程
主な業務	文部科学省の大学教育改革支援プログラム等に申請する教育改革・改善の取組みを推進する
委員	学長、教務部長、教務副部長、学生支援センター長、学生支援副センター長、キャリアセンター長、当該取組に関する学部長・研究科長および学科専攻の学科長、事務局長および学長が必要と認めた者
開催状況	1回(3/13) 平成21年度文部科学省大学教育・学生支援推進事業【テーマB】学生支援推進プログラムにおける点検・評価実施について、他

(21) 情報処理担当者会議

根拠規程	なし
主な業務	情報教育の取組みを推進する
委員	その年度の情報教育科目を担当している教育職員で構成
開催状況	2回(11/26, 12/7)今年度の問題点、カリキュラム変更について、I B U . n e tについて、他

(22) 公益通報調査委員会

根拠規程	公益通報に関する規程
主な業務	法令もしくは本学諸規則等に違反する行為またはその恐れがある行為が現に生じ、またはまさに生じようとしている場合において、その早期発見および是正を図る
委員	学長、事務局長、教務部長、学生支援センター長、学長が指名する学科長および課長、その他学長が必要と認める者
開催状況	なし

(23) 研究活動不正行為防止委員会

根拠規程	研究活動の不正行為防止規程
主な業務	研究活動における不正行為の防止および排除のための措置ならびに研究活動における不正行為のために起因する問題が生じた場合に、適切に対応する
委員	学長、事務局長、教務部長、学生支援センター長、学長が指名する学科長、その他学長が必要と認める者
開催状況	なし

(24) 研究倫理審査委員会

根拠規程	研究倫理審査委員会規程
主な業務	研究倫理規程第11条に基づき、研究実施計画を厳正に審査し、本学教職員の研究活動が高い倫理意識のもと公正に行われるため
委員	学長、事務局長、教務部長、学生支援センター長、図書館長、学長が指名する学部長、学科長3名、学長が指名するハラスメント防止委員会委員2名、庶務課長
開催状況	7回(4/30, 5/1, 5/12, 5/20, 6/4, 10/8, 10/20) ※書面審査 研究倫理規程第11条に基づく研究倫理審査

8-2-④ 短期大学の運営全般について抱えている問題あるいは課題について差し支えない範囲で記述して下さい。

教学会、学部長学科長会によって議題が精選されたうえで教授会の議題として審議される工程は、トップダウンでスピーディーな短期大学部運営に寄与する半面、教授会の単なる承認機関化や連絡機関化につながり易いため、この点について留意していきたい。

また、平成20年度の認証評価(第三者評価)受審の際にも指摘があったように、教学会や学部長学科長会あるいは事務局の組織はすべて併設大学と一体となっているため、継続して短期大学部固有の事案に対応することが求められる場合等には、特に組織的・専任的な対応を心がけ、短期大学部固有の教育研究等の諸活動に支障をきたすことのないように十分配慮したい。

教学会については、これまで規程が未整備のまま運用されてきたが、平成21年12月に新たに「教学会規程」を制定施行した。

8-3. 事務組織について

8-3-① 現在の法人全体の事務組織図を記載し、その中に短期大学の事務部門を記入して下さい。また組織図には短期大学の事務部門の役職名（課長、室長相当者以上。兼職の有無を含む）、各部門の人員（専任・兼任の別を含む）、各部門の主な業務を含めて記入して下さい。また事務組織が使用している部屋等は、機器・備品を含めて訪問調査の際にご案内いただきます。

法人組織構成図【8-3-1 図】を巻末に記載。

【現状説明】

短期大学部と併設大学の事務職務分掌に共通点が多く、共同で業務を遂行することにより効率的で円滑な処理が実現されている。専任事務職員は短期大学部と併設大学で88人が所属しており、この他パートタイム職員が27名と、常時10名の派遣職員が事務局内で勤務しており、業務が円滑に進むよう補助業務等を行っている。

【自己評価】【改善向上策】

短期大学部および併設大学の学科構成、事務局の組織編成ならびに規模等を鑑み短期大学部と併設大学の事務組織を共通化し処理していることは、効率的方策と評価できる。しかし、今後カリキュラムに熟知する専門性や、課程認定や学科改組など文部科学省等への申請業務、予算管理や就職・進路指導など事務職員は多岐にわたる専門性が要求されるなか、更なる事務職員の資質向上と効率的な学生・教育職員への支援体制が求められる。

平成18年度以降、新規採用を行っていないが、平成21年度から平成31年度までの、定年退職者の状況を鑑み、新規採用計画を盛り込んだ各課の職員配置人員計画を作成した。現行では、定年退職者や育児休業職員の補充は派遣職員で賄っているため、前年に比べ約2倍の派遣職員が勤務しているが、職員配置（退職）状況や年齢構成等から将来を見据え、平成22年度に新規職員採用の内容・方法を検討し、採用計画を策定する予定である。

8-3-② 事務職員の任用（役職者の任免を含む）について現状を訪問調査時にご説明下さい。

【現状説明】

本学の事務職員は、四天王寺大学と兼務していることから、異動および採用も一体となっていて行っている。しかしながら、法人全体の収入増が見込めないことから新規採用は行っておらず、人件費支出の削減を検討している。また役職者の任免においては事務局長、常務理事により検討され、理事会により承認されてきた。

【自己評価】【改善向上策】

平成19年度より「事務職員人事評価委員会内規」を規定し、平成18年度より導入した人事考課制度の評定結果を基に内規に則して十分検討される制度を導入したことにより、役職者の任免において公正で不透明感のないものとなった。

本学の事務組織は、教育研究における支援、管理運営・学生募集・厚生補導などの業務が円滑に行われるよう、適宜各部署の職務分掌を確認し、組織構造の見直しを行い適切な事務職員配置を行っており、昇任・異動に関しても基準・方針に則って実施されている。

私学を取り巻く環境はさらに厳しくなっていくなか、事務職員一人ひとりの意識改革が必要である。

8-3-③ 事務組織について整備している諸規程名を列記して下さい。なお諸規程等は訪問調査の際に拝見することがありますのでご準備下さい。

事務組織についての諸規程は次のとおりである。

- | | |
|------------------|----------------------|
| ○組織・分掌規程 | ○稟議規程（稟議手続に関する細則） |
| ○危機管理マニュアル | ○個人情報の保護に関する規程 |
| ○個人情報保護委員会規程 | ○公開文書管理規程（公開文書取扱要領） |
| ○就業規則 | ○パート職員就業規則 |
| ○給与規則 | ○人事委員会規程 |
| ○懲戒手続規程 | ○職員特別任用規則 |
| ○ハラスメント防止等に関する規程 | ○公益通報に関する規程 |
| ○事務引継取扱要領 | ○契約等に係る取引停止についての取扱要領 |
| ○研究活動の不正行為防止規程 | ○研究倫理規程 |
| ○研究倫理審査委員会規程 | |

8-3-④ 決裁処理の概要と流れ、また公印や重要書類（学籍簿等）の管理、防災の状況、情報システムの安全対策等の現状を記述して下さい。

1 決裁処理

「稟議規程」および「稟議手続に関する細則」に基づき、決裁処理が行われ、決裁後は主管課において決裁文書を適性に保管しており、決裁処理業務を適切に遂行している。

2 公印管理

「公印取扱規程」に基づき、保管責任者・使用責任者を定め、適正に管理されている。「公印取扱規程」には、公印の種類・管理・使用・印刷・調製改廃・登録・公印台帳他について定められている。

3 重要書類管理

「文書取扱規程」に基づき、適正に取り扱われている。「文書取扱規程」には、文書主管課・文書の受付および配布・文書の処理・発信文書・文書の整理保管・文書の保存廃棄他について定められている。また、学籍簿については、現在のホストコンピュータの導入以前の帳票は金庫にて厳重に保存管理している。また、ホストコンピュータ導入以降については、データのバックアップを取得し、ハード障害や操作ミスによるデータ消失に備えている。

なお、事務職員の人事記録についても人事課において厳重に保管している。

4 防災対策

緊急事態発生時に、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑えることを目的とした「危機管理マニュアル」を制定し、緊急事態に備えている。

火災対策として、自動火災報知器の設置はもちろんのこと、外部の警備会社と契約し、全ての施設において火災対策を施している。また、防火防災対策のひとつとして、設置エレベーターの緊急時救出訓練および自衛消防訓練を年1回実施している。

平成22年3月に緊急地震速報受信装置の設置が決定したため、高い確率で発生が予想されている東海・南海地震や予期せぬ大災害発生時に人的・物的被害の軽減につながる効果が得られると期待できる。

5 情報システムの安全対策

事務系システムのデータ保全については、日次・月次・年次の各段階でバックアップを取得し、ハードウェア障害や操作ミスによるデータ消失に備えている。

事務局の部署毎に共有フォルダを設置し、部署内共有データを格納している。そのフォルダ毎にアクセス制限を設定して、部署間のデータの不正利用を防いでいる。

8-3-⑤ 事務職員は教員や学生から支持され信頼されているか、できれば事務組織の責任者（事務局長等）が現状を率直に記述して下さい。

【現状説明】

事務職員は、事務局長の明確な指揮系統の下、正確かつ迅速に事務処理を行っている。なお、業務の推進にあたっては、他の部署との連絡・相談・連携を強化するとともに事務職員一人ひとりの意識改革を図り、所属する部・課内の業務に誰もが精通するよう努めている。

また、窓口対応をはじめ学生が快適な大学生活を送ることが出来るよう、質問や相談、要望に真摯に対応し、学生サービスの向上に取り組み、部署ごとで積極的に対策を講じて、学生の信頼を得るべく努力している。加えて、毎年、卒業生を対象に満足度調査を実施しているが、窓口対応への批判が寄せられる半面、支持する声も寄せられている。

【自己評価】

学生の満足度調査をもとに、事務局各部・各課間の連携を強化するための改善策を見出し、実施した。学生サービスの向上に向けた取り組みは、徐々に浸透し、クレーム件数はあきらかに減少傾向にある。時には、教育的指導の見地から厳しい意見を述べざるを得ない場合もあるが、総じて学生に信頼される組織づくりが出来つつある。このような組織的な取り組みを実施し、併せて、各部・課でのミーティング等を通して意識改革を常時推進する努力を重ねており、学生から支持され、信頼されつつあると期待している。

また、教育職員との信頼関係についても同様に教授会をはじめ教学会、教務委員会、その他各種委員に事務職員が関わり、意見交換等の相互協力体制が維持されており、教育職員からも一定の評価と信頼を得ているものと考えている。特に、学長の諮問機関として設置された教育改革本部では教育職員と事務職員が教学部門を中心に意見交換及び改革案の実施に向けてその役割を越えて真摯な議論を尽くしており、入試、成績・生活・就職等に関する保護者懇談会、広報戦略など多岐にわたる改善点が論議され、多くの課題が各事務局で実施に向けて動き出している。（なお、教育改革本部は平成22年4月、教育開発推進本部に改組された。）

【改善向上策】

大学運営における事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保すべく、各種委員会に双方が各々の役割で協働するように努める。改善策として、他部署の業務内容について理解するための定期的な研修会の開催、情報の共有を組織的に行う。また、平成20年度から学生サービスの向上のための取り組みの一つとして、従来在学生部と国際交流センターならびに保健センターを統合し、学生支援センターとして開設したが、なお一層の有機的な連携により、学生サービス・自立支援を推進する必要がある。

また、「厚生補導委員会」を「学生支援委員会（仮称）」とし、厚生補導中心の観点から学生の自立支援をどのように推進できるかということを設置の目的の中心として見直し、より一層の教育職員と事務職員との協力関係を推し進める予定である。

8-3-⑥ 事務組織のスタッフ・ディベロップメント（SD）活動（業務の見直しや事務処理の改善等、授業改善を支援する職員等の研修等、事務職員の能力開発、内部研修、外部への研修等）の現状を記述して下さい。

【現状説明】

大学および短期大学の競争がいつそう激しくなっている昨今、事務職員の資質向上が求められている状況であるが、SD活動を専門的に推進する部署は未設置である。しかし人事課主催で新入職員研修や各課における業務目標に向けた発表会形式の研修などを実施している。

また、平成18年度より事務職員全員を対象に人事考課制度を導入するとともに、平成19年度には事務職員の能力開発とホワイトカラーの生産性向上を目指して、自己申告票による目標管理を人事考課制度に反映する改正を行った。

現在の大学における事務もIT時代とともにコンピュータが必要不可欠なものとなりつつあり、技術の向上が求められる。定期的には実施されていないものの、基本となる「情報リテラシー」や、各ソフトウェアの活用方法等、業務に直結する内容で内部研修を実施している。さらには企業が主催するセミナーや研修を人事課で紹介し、個人の研修費用で参加できるような環境となった。

本学の母体である四天王寺では、心の問題がクローズアップされる現代社会で家庭・学校・職場・社会などの調和に悩み、心を閉ざされる人は年々増加傾向にあるなかで、健やかな心を取り戻し、よりよい人間関係を築く一助としてカウンセリング研修講座を開催している。近年学生を取り巻く環境が大きく変化しているなかで、本学の学生においても例外ではなく同様の相談が学生から多くある為、学生相談室を設置し、専門カウンセラーの教育職員による相談対応を行っている。その専門カウンセラーの教育職員がカウンセリング講座を受講し、臨床心理学分野の専門的な知識を多く吸収できる機会となっている。

【自己評価】

各課における業務目標に対する進捗状況の確認には至っていない。しかし、一般企業が主催する研修・セミナーへの参加は増加傾向にあり、自己啓発の意識は高まりつつあるといえる。また、本学は日本私立短期大学協会に加盟することにより私立短期大学相互の振興を図るとともに、協会主催の研修会に参加し、事務職員としての専門的な知識を習得している。

【改善向上策】

今後の学校運営や改革を行っていく上で、ますます事務局の役割が重要になること。また事務職員も本当の専門的な大学運営のエキスパートを育成するために、さらなるSDの取り組みを必要としている。また、広い視野から新しい学校のあり方を考える等の目的から、職位・職務別に企業が主催するセミナーや研修に積極的に参加し、事務職員全体の能力向上を目指す。

8-3-⑦ 短期大学の事務組織が抱えている問題あるいは課題について差し支えがなければ記述して下さい。

【現状説明】

大学経営がいつそう厳しくなっている昨今、本学ではここ数年、事務職員の新規採用は行っておらず、現在の人員で充実したサービスを安定して学生に提供するために、事務の効率化が求められている。

【自己評価】【改善向上策】

そのための取組みとして、数年前から各課の業務内容の改善を行い、それに伴いニーズの高い分野への要員の充実、組織変更を行った。また、事務職員一人一人の資質向上についても、事務職員個人の希望により個人研修費を利用して研修を受けることができる制度になっている。その研修で多角的な視野を持てるよう、一般企業の研修も受けることが出来る制度になっており、毎年、様々な研修を事務職員が受け、個人の質の向上に役立てている。

今後は、事務職員一人一人が組織の中で連携しつつ、一人一人の力を最大限活かし、現在の環境のなかで、いかに効率的で質の高い仕事ができるか模索していくことが大切であると思われる。

8-4. 人事管理について

8-4-① 教職員の就業について、現在、短期大学が抱えている問題あるいは課題について差し支えない範囲で記述して下さい。なお教職員の就業についての規程（就業規則、給与規程等）を訪問調査の際にご準備下さい。

【現状説明】

教職員の就業については、就業規則により定められている。

教育職員においては、週1日の研究日を設けており、授業での出講は週3日を原則とし、教授会その他委員会、入学試験、学校行事を除くと出勤の義務はない。

事務職員の勤務形態は月曜日から土曜日勤務であるが、原則2週間に1度（隔週土曜日）の休みを実施しており、職員証（IC、磁気カード）での出退管理を行っている。

【自己評価】【改善向上策】

教育職員については、研究活動にも時間を当てることができ研究成果に期待が持てる。事務職員については科の改編、カリキュラムの見直し等、業務量が増加し、超過勤務が増えて来ているとともに適切な人員配置には苦慮しており、一層の業務効率の見直しを検討する必要がある。

8-4-② 法人（理事長及び理事会等）と短期大学教職員の関係について、できれば理事長及び学長がそれぞれ記述して下さい。

理事会での審議内容については、教育職員へは学部長学科長会、教授会、教学会等を通して、事務職員へは課長会議等を通して必要事項が報告されている。

本学および併設大学から理事会に諮る議案については、各部各課で調整して取りまとめのうえ、本学および併設大学の議題として理事会で審議されている。

全専任教育職員と事務局各課の所属長を対象として合同研修会を年2回（平成21年度

は平成21年9月3日、平成22年3月30日の2回)開催し、全事務職員対象の研修会も随時行われており、理事長等の大学運営側と教職員との双方向の意見交換の機会を設けている。

このように、理事長および理事会と教職員間で十分な意思疎通が図れるように留意している。

8-4-③ 教員と事務職員との関係について、できれば学科長等及び事務局長がそれぞれ記述して下さい。

【現状説明】

教育職員と事務職員は、相互協力、各種委員会への参画等、一体となり大学運営を行っている。教務・学生・就職等の教学部門には教育職員を部長として配置し、教育職員からの視点・各科教育職員とのパイプ役となり、事務局長をはじめ教学部門の教育職員が週1度の会議を開催し、事務部門の課長会議への報告も行なっており、学生の指導支援に当たっている。入試・広報、教務、学生支援、就職課が中心となり学長の諮問機関として教育改革に関する事案を検討し改善に結び付けている。

【自己評価】【改善向上策】

教学部門の部長は、教育担当科目を削減しているが、管理運営に時間をしばしば取られ、本来の教育・研究の時間を割かれているのが現状であり、今まで以上に事務職員が教育職員のサポートをする必要がある。

8-4-④ 教職員の健康管理、就業環境の改善、就業時間の順守等の現状を率直に記述して下さい。

【現状説明】

学校保健法に基づき、年1回(5月)教職員健康診断を実施している。教職員の就業時間については、学生対応部門では時間差勤務を行い対応している。

【自己評価】【改善向上策】

就業環境の改善としては労働安全衛生法で定める衛生管理者の任命を行っているが、実際のところ就業環境の改善まで至っていないのが現状である。

特に事務職員については、超過勤務を必要とする時期もあるが、所定労働時間内に業務を終えるよう指導を行い、就業時間を順守するよう努めてゆく。

8-* . 特記事項について

8-* -① この《Ⅷ管理運営》の領域で示した評価項目や評価の観点の他に、管理運営について努力していることがあれば記述して下さい。

特になし。

8-* -② 特別の事由や事情があり、評価項目や評価の観点が求めることが実現(達成)できないときはその事由や事情を記述して下さい。

特になし。

- ◆添付資料「寄附行為」【8-1添付】
- ◆添付資料「学則」【8-2添付】
- ◆参考資料「現在の理事・監事・評議員名簿」【8-1参考】
- ◆参考資料「平成21年度の理事会議事録」【8-2参考】
- ◆参考資料「学長選考規程」【8-3参考】
- ◆参考資料「委員会規程等」【8-4参考】
- ◆参考資料「事務組織についての諸規程」【8-5参考】
- ◆参考資料「教職員の就業についての規程」【8-6参考】